

茨木市中学校給食検討会設置要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木市立中学校における全員給食について内部検討するため、茨木市中学校給食検討会（以下「検討会」という。）を設置し、所掌事務を定めるとともに、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 茨木市立中学校における全員給食に係る課題に関すること。
- (2) その他茨木市立中学校における全員給食に関すること。

（組織）

第3 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、茨木市教育委員会教育総務部長の職にある者を、副会長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長等）

第4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（栄養士部会）

第6 検討会に、特別の事項に関する調査又は研究を分掌させるため、栄養士部会を置く。

2 栄養士部会は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 献立に関すること
- (2) アレルギーに関すること
- (3) その他全員給食に関し必要なこと

3 栄養士部会は、部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は、教育総務部保健給食課長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる職にあるもののうちから、会長が指名した者をもって充てる。

- 6 部会長は、栄養士部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 8 部会長は必要と認めたときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、栄養士部会で調査又は研究した事項を必要に応じて、検討会に報告するものとする。

(給食担当者部会)

第7 検討会に、特別の事項に関する調査又は研究を分掌させるため、給食担当者部会を置く。

- 2 給食担当者部会は、次に掲げる事項について調査研究する。
 - (1) 食育・給食指導に関すること
 - (2) アレルギーに関すること
 - (3) 食数管理に関すること
 - (4) その他全員給食導入に関し必要なこと
- 3 給食担当者部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、教育総務部保健給食課長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会員は、各中学校から選出された者をもって充てる。
- 6 部会長は、給食担当者部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長に事故があるときは部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 8 部会長は必要と認めたときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、給食担当者部会で調査又は研究した事項を必要に応じて、検討会に報告するものとする。

(庶務)

第8 検討会の庶務は、教育委員会教育総務部保健給食課において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

茨本市立中学校長会代表
茨本市立中学校教頭会代表
茨本市立中学校教職員代表
茨本市立中学校養護教諭代表
茨本市立中学校栄養教諭代表
茨本市立中学校事務職員代表

別表第2（第6関係）

茨本市立中学校栄養教諭
茨本市立中学校栄養職員
茨本市立小学校栄養教諭代表
茨本市立小学校栄養職員代表
教育総務部保健給食課栄養士